

利用のために

1 調査の目的

商業統計調査は、卸売・小売事業所を対象とし、全国の事業所の分布状況、販売売動を把握し、さらに業種別、規模別、地域別などに区分し、商業の実態を明らかにすることを目的としています。

2 調査の範囲

調査の範囲は、日本標準産業分類大分類「J-卸売業・小売業」に属する事業所です。ただし、次に掲げるものは調査の範囲から除かれています。

- (1) 劇場、映画館、運動競技場、野球場など有料の施設内にある事業所。
(ただし、有料の公園、遊園地、テーマパーク内にある別経営の事業所については調査の対象とします。)
- (2) 休業、清算中、開業準備中の事業所や、避暑地、産地などで毎年時期を限って営業する季節営業の事業所で、調査日に従業者がいない事業所。

3 調査の期日

平成16年6月1日

4 調査項目の内容

(1) 事業所数

平成16年6月1日現在の事業所数

(2) 従業者数

平成16年6月1日現在で、主としてその事業所の業務に従事している個人事業主と無給家族従業者、会社・団体の有給役員、常用雇用者をいい、臨時雇用者、出向・派遣受け入者を除きます。

1ヶ月間を超える期間を定めて雇用されている者、平成16年4月、5月のそれぞれの月において18日以上雇用されている臨時及び日雇いの雇用者は常用雇用者に含みます。

(3) 年間商品販売額

平成15年4月1日から平成16年3月31日までの1年間の販売額をいいます。

(4) セルフサービス方式(小売業のみ)

セルフサービス方式とは、商品がプリパッケージされ、値段がつけられていること、備え付けの買い物カゴ、ショッピングカートなどで客が自由に商品を取り集められる形式、売場の出口などに設けられた勘定場で客が一括して代金の支払いを行う形式、の3つの条件を兼ねている場合をいいます。

(5) 売場面積 (小売業のみ)

平成 16 年 6 月 1 日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用している延べ床面積をいいます。(ただし、牛乳小売業、自動車小売業、畳小売業、建具小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業は除きます。)

(6) 営業時間 (小売業のみ)

牛乳小売業、新聞小売業に属する事業所の営業時間は調査していません。

5 統計表上の注意

(1) 統計表上の記号については、次のとおりです。

「X」・・・秘匿したもの

「-」・・・該当がないもの又は調査していないもの

「0.0」・・・単位未満のもの

「 」・・・減少したもの

(2) 数値については四捨五入のため、内訳と計が一致しないことがあります。

6 地域区分

県内を次の 4 地域に区分しました。

福岡地域	福岡市、甘木市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、前原市、古賀市、筑紫郡、糟屋郡、宗像郡、朝倉郡、糸島郡
筑後地域	大牟田市、久留米市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、浮羽郡、三井郡、三潴郡、八女郡、山門郡、三池郡
筑豊地域	直方市、飯塚市、田川市、山田市、鞍手郡、嘉穂郡、田川郡
北九州地域	北九州市、行橋市、豊前市、中間市、遠賀郡、京都郡、築上郡

平成16年6月1日現在の行政区分

立地環境特性の区分及び定義

特性番号及び区分 商業集積地区細分	定 義
1 商業集積地区	主に都市計画法第8条に定める「用途地域」のうち、商業地域及び近隣商業地域であって、商店街を形成している地区をいう。 概ね一つの商店街を一つの商業集積地区とする。一つの商店街とは、小売店、飲食店及びサービス業が近接して30店舗以上あるものをいう。また、「一つの商店街」の定義に該当するショッピングセンターや多事業所ビル（駅ビル、寄合百貨店等）は、原則として一つの商業集積地区とする。
駅周辺型 商業集積地区	JRや私鉄などの駅周辺に立地する商業集積地区をいう。ただし、原則として地下鉄や路面電車の駅周辺に立地する地域は除く。
市街地型 商業集積地区	都市の中心部（駅周辺を除く）にある繁華街やオフィス街に立地する商業集積地区をいう。
住宅地背景型 商業集積地区	住宅地又は住宅団地を後背地として、主にそれらに居住する人々が消費者である商業集積地区をいう。
ロードサイド型 商業集積地区	国道あるいはこれに準ずる主要道路の沿線を中心に立地している商業集積地区をいう（都市の中心部にあるものを除く）。
その他の 商業集積地区	上記「駅周辺型商業集積地区」～「ロードサイド型商業集積地区」までの区分に特性付けされない商業集積地区をいい、観光地や神社・仏閣周辺などにある商店街なども含まれる。
2 オフィス街地区	主に都市計画法第8条に定める「用途地域」のうち、商業地域及び近隣商業地域であって、上記「1 商業集積地区」の対象とならない地区をいう。
3 住宅地区	主に都市計画法第8条に定める「用途地域」のうち、第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域、第一種・第二種住居地域及び準住居地域をいう。
4 工業地区	主に都市計画法第8条に定める「用途地域」のうち、工業専用地域、準工業地域及び工業地域をいう。
5 その他地区	都市計画法第7条に定める市街化調整区域及び上記「1 商業集積地区」～「4 工業地区」までの区分に特性付けされない地域をいう。

(注) 都市計画法の地域、地区と実態が異なる場合（住宅地区であっても住宅がほとんど建っていない場合など）、また、都市計画法で指定されていない地域、地区においても、その地域・地区の実状に合わせ特性付けをしている場合がある。

この結果表についての問い合わせ先は、次のとおりです。

福岡県企画振興部調査統計課経済統計第一係

〒812-8577

福岡市博多区東公園7-7

電話（代表）092-651-1111（内線2776）

（直通）092-643-3188